

農地改良等の取扱いに関する要綱（案）

第1 目的

この要綱は、農地改良（表土の補充、表土の入替え及び嵩上げ盛土。）及び農地改良を行うための搬入路（以下「農地改良等」という。）を目的とした農地転用許可の取扱いに係る事務に関する必要な事項を定め、当該事務の円滑かつ適正な遂行を確保し、もって農業経営の改善を目的とするものである。

第2 定義

農地改良等とは、農地の保全若しくは利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為であり、単なる残土の処分を目的として行うものでないことに留意するものとする。

また、一定の期間・規模を超える比較的大規模な農地改良等は、土の搬入等に伴い耕作不能な状態が複数月に渡り継続することから、この間を転用行為とみなし、農地法第4条又は第5条の規定に基づく農地転用許可の対象とするものとする。

第3 通常の営農行為等

1 本要綱の規定により農地改良等を目的とした許可又は届出を受理した農地改良等であって、かつ県が定める盛土の高さ（以下「営農基準」という。）以下の盛土の高さの農地改良等は、「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和5年5月26日付け国土交通省都市局長・農林水産省農村振興局長・林野庁長官通知）」に規定する「通常の営農行為」に該当するものとする。

2 営農基準については、次のとおりとする。

- (1) 営農基準とは、表土の補充の高さと嵩上げ盛土の高さの合計についての高さの上限であり、営農基準の高さは1mとする。
- (2) 盛土の高さは、盛土をする前後の地盤面の標高の差とする。
なお、「通常の営農行為」に該当する農地改良等を行った農地について、営農が行われずに、再度、農地改良等を行う場合は、盛土の高さについて、前回の農地改良等を一連の事業計画の下での農地改良等として取り扱うものとする。

3 通常の営農行為に該当する範囲については、次のとおりとする。

- (1) 営農基準以下の盛土の高さの農地改良等については、営農基準の高さまでの農作物を栽培する範囲に加えて、畦畔、のり面等を含めた範囲とする。
- (2) 営農基準を超える盛土の高さの農地改良等については、畦畔、のり面等を除いた、営農基準の高さまでの農作物を栽培する範囲とする。

第4 区域別による取扱い

1 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項の区域で、同法第23条第1項の規定による協議の整ったものをいう。）以外の地域は、次のように取り扱うものとする。

(1) 農地転用の許可対象とする。

(2) ただし、次のアからオのすべてに該当するような軽微な事案は、農地を農地として利用する行為の一環であると判断されるため許可不要事案として扱うが、工事着工前に必ず農業委員会へ第6の2の(2)に定める届出書を提出すること。

なお、農業委員会は届出に係る内容が次のすべての要件に該当するかを確認し、該当しないと判断される場合にはその理由を申請者に示し許可申請を行うよう指導するものとする。

ア 農地改良等の面積が1,000m²未満であること。

イ 農地改良等の工事期間が1ヶ月以内であること。

- ウ 表土には農作物の生育に適した耕作土を確保すること。
 - エ 地区全体の営農環境に影響を及ぼさないこと。
 - オ 営農基準以下の盛土の高さであること。
- 2 市街化区域内については、次のとおりとする。
- (1) 農地転用の許可対象であるが、農地法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定により、あらかじめ農業委員会に届出をすれば許可是要しないものとする。
 - (2) ただし、第4の1の(2)のアからオのすべてに該当するような軽微な事案は、農地を農地として利用する行為の一環であると判断されるため許可不要事案として扱うが、工事着工前に必ず農業委員会へ第6の1の(2)に定める届出書を提出すること。

第5 許可事案

1 審査留意事項

許可申請に対する審査については、農地法第4条第6項又は第5条第2項に規定する許可基準のほか、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 農地改良を行わなくてはならない必要性が認められること。
- (2) 耕作者の所有・利用する農地には、違反がないこと。また、原則として不耕作地がないこと。
- (3) 一般廃棄物や産業廃棄物を使用して農地改良等を行う場合は、これを認めないこと。
- (4) 申請については一時転用とし、期間は9ヶ月以内であること。
- (5) 農地改良等の面積は、原則2ha以内であること。
- (6) 表土には農作物の生育に適した耕作土を、原則として60cm以上確保すること。
- (7) 農地改良完了後の地盤面（以下、「地盤面（改良後）」という。）については、公道や周辺の農地と著しい段差がないこと。地盤面（改良後）は、原則として、必要性や作付計画で判断できる必要最小限の高さとするが、水田は畦畔が隣接道路面まで、畑は隣接道路面から30cmを上限とする。なお、周辺の土地に影響を及ぼさないように十分配慮する。
- (8) 農地改良を行う際、掘削が必要な場合には、必要以上に深く掘削することのないようにすること。掘削の深さは150cmまでとする。
- (9) 農地改良等によって、道路や用排水路の分断、機能の低下及び周辺農地の農業生産条件に悪影響を与えないよう措置をとること。地盤面（改良後）を隣接道路面及び隣地面より高くする場合は、被害防除策として、隣接道路及び隣地との間に素堀側溝を設置し、地盤面（改良後）と隣接道路面及び隣地面との高さの差に相当する幅でセットバックし、法面の勾配は、高さの差1に対する水平距離2の割合の勾配以下とする。また、掘削により生ずる法面の勾配も同様とする。

ただし、隣接する水路の管理者から同意がとれている場合は、素堀側溝を設置しなくても差し支えない。

なお、営農基準以下の盛土の高さの農地改良等については、土留め板や擁壁などによる施工であっても素堀側溝・セットバック・法面の設置は必要であるが、営農基準を超える盛土の高さの農地改良等であって、「宅地造成及び特定盛土等規制法」の許可対象規模等に該当する盛土等を行う場合は、同法の許可等が必要となる。

- (10) 隣接する道路の法面に境界を越えてすり付ける場合、道路管理者と調整をすること。
- (11) 隣地（宅地等）の擁壁等にすり付ける場合、隣地の地権者と調整をすること。
- (12) 搬入土については、発生場所、発生工事内容、土質、土量等を明らかにすること。
- (13) 搬入路については、主要道路からの経路、申請地への入り口等を明らかにすること。
- (14) 従前に農地改良等に係る許可をした事例がある者については、従前許可地の農地への復元状況を十分考慮すること。

(15) 農地改良完了後の作付計画を明らかにすること。

2 申請書類

申請書類については、農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号）、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号、21農振第1599号農林水産省経営局長、農村振興局長通知）及び「農地調整関係事務処理要領」（令和3年6月3日埼玉県農林部長決裁）によるものとする。

また、これに加えて、様式第1号（工事計画書）、様式第2号（作付計画書）、様式第2-2号（地番ごとの作付状況）、様式第3号（資金調達計画書）を添付するものとする。

3 許可申請手続

申請手続については、農地法第4条又は第5条の規定による手続をとるものとする。

4 許可後の指導

(1) 農業委員会は、工事着工後、許可内容どおりに工事が行われているか必要に応じて現地確認を行い、許可内容と異なった工事を行っている場合は速やかな是正を指導するものとする。

また、農林振興センターは農業委員会からの要請に応じ、農業委員会とともに現地確認及び是正指導を行う。

(2) 農業委員会は、工事完了後、申請者に様式第4-1号により完了報告書を2部提出させ、1部を県へ送付し、1部を農業委員会で保管するものとする。

(3) 農業委員会は、完了報告書を提出していない申請者に対しては、早急に提出するよう指導し、完了状況の把握に努めるものとする。

(4) 農業委員会は、完了報告書の受領後、作付計画書どおりに作付けが行われているか現地確認を行い、作付けが行われていない場合は、農地法第32条に基づく利用意向調査その他の遊休農地に対する措置を行う。併せて、農業委員会は、農地法第42条に基づく措置の実施を市町村長と検討するなど、農地として適正な利用の確保が図られるよう必要な措置を行う。

第6 届出事案

1 届出書類

(1) 市街化区域内の届出（第4の2の(2)に該当するものを除く。）の場合、農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号）、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号、21農振第1599号農林水産省経営局長、農村振興局長通知）及び「農地調整関係事務処理要領」（令和3年6月3日埼玉県農林部長決裁）によるものとする。

また、これに加えて、様式第1号（工事計画書）、様式第2号（作付計画書）、様式第2-2号（地番ごとの作付状況）を添付するものとする。

(2) (1)以外の届出の場合は、様式第5号の届出書によるものとする。

2 届出手続

(1) 市街化区域内の届出（第4の2の(2)に該当するものを除く。）の場合、農地法第4条又は第5条の規定による手続をとるものとする。

(2) (1)以外の届出の場合、第6の1の(2)に定める届出書を1部農業委員会に提出するものとする。

3 届出後の指導

第5の4に準じた取扱いをするものとするが、様式第4-2号による完了報告書を農業委員会へ1部提出するものとする。

第7 法令・条例等との関係

1 市町村で農地改良等に關係する条例及び規則を定めている場合は、これを他法令調整として扱い、要領・要綱等を定めている場合は、これを十分考慮するものとする。

2 宅地造成及び特定盛土等規制法所管部局と連携を図り、十分に調整を行うこと。

第8 「農地改良等」違反に対する指導方針

許可・届出の内容と異なった工事を行っている者等を発見した場合は、事業者及び地権者から事情を聴取し、速やかな是正を指導するものとする。

なお、当該農地改良等の違反行為が農地法第51条第1項各号に該当すると認められる場合は、「違反転用に係る事務処理要領」（令和4年3月10日付け農林部長決裁）に基づく処理を行うものとする。

第9 その他の事項

1 工法については、次のとおりとする。

- (1) 客土A…表土の補充として客土する場合。
- (2) 客土B…表土の入替えに伴い客土する場合。
- (3) 客土C…表土の下に客土(嵩上げ盛土)する場合。

2 通常の営農行為等については、別表1を参考とすること。

3 隣接道路面からの高さについては、別表2を参考とすること。

4 断面図については、別表3を参考とすること。

5 施工事例ごとの取扱いについては、別表4を参考とすること。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

2 この要綱の施行前にされた申請又は届出であって、この要綱の施行の際、処分又は受理通知がなされていないものに係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成25年1月15日から施行する。

2 この要綱の施行前にされた申請又は届出であって、この要綱の施行の際、処分又は受理通知がなされていないものに係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

2 この要綱の施行前にされた申請又は届出であって、この要綱の施行の際、処分又は受理通知がなされていないものに係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前にされた申請又は届出であって、この要綱の施行の際、処分又は受理通知がなされていないものに係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和2年8月20日から施行する。

2 この要綱の施行前にされた申請又は届出であって、この要綱の施行の際、処分又は受理通知がなされていないものに係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

2 この要綱の施行前にされた申請又は届出であって、この要綱の施行の際、処分又は受理通知がな

されていないものに係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にされた申請又は届出であって、この要綱の施行の際、処分又は受理通知がなされていないものに係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

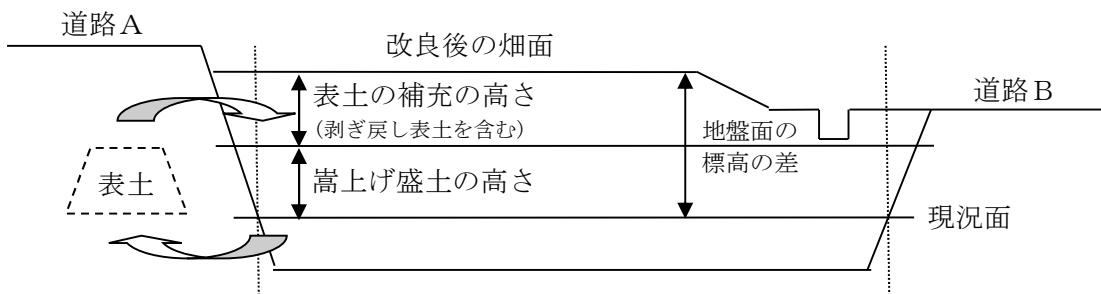
この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

別表 1

「通常の営農行為等」(第3関係)

1 盛土の高さの考え方

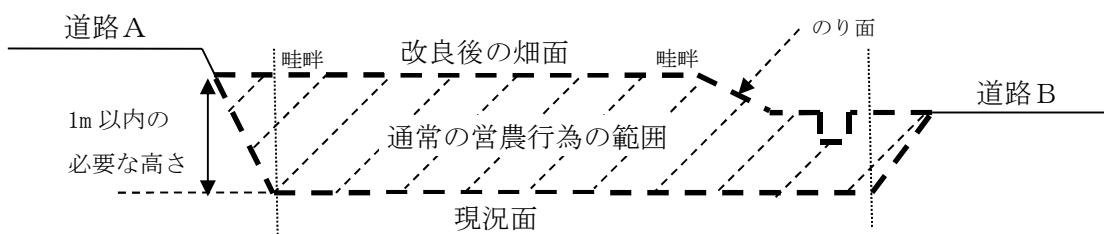
盛土の高さは、盛土をする前後の地盤面の標高の差（表土の補充の高さと嵩上げ盛土の高さの合計）



2 通常の営農行為に該当する範囲

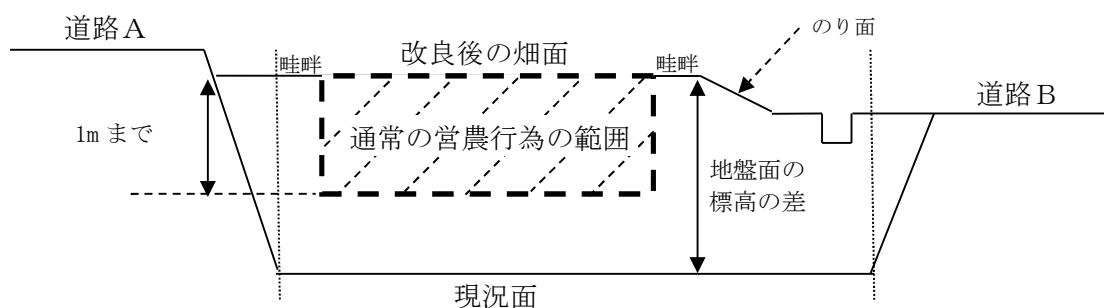
(1) 営農基準以下の盛土の高さの農地改良等の場合

営農基準の高さまでの作物を栽培する範囲に加えて、畦畔、のり面等を含めた範囲



(2) 営農基準を超える盛土の高さの農地改良等の場合

畦畔、法面等を除いた、営農基準の高さまでの作物を栽培する範囲

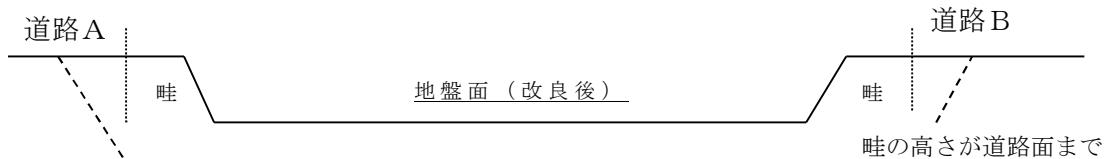


別表 2

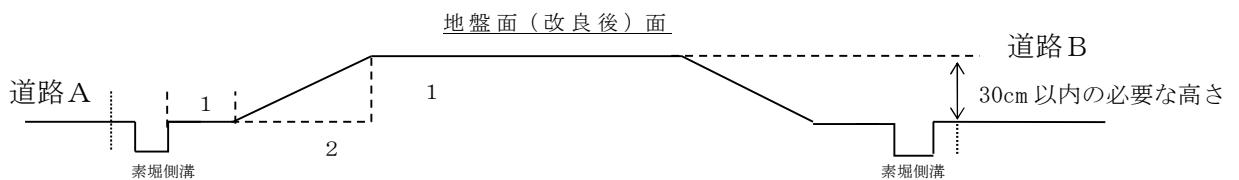
「隣接道路面からの高さについて」

1 接続する2つ以上の道路に高低差がない場合

(1) 水田の場合



(2) 畑の場合



※素堀側溝は、民法第237条第2項の規定を満たす位置に設置する。

2 接続する2つ以上の道路に高低差がある場合

(現況断面図)



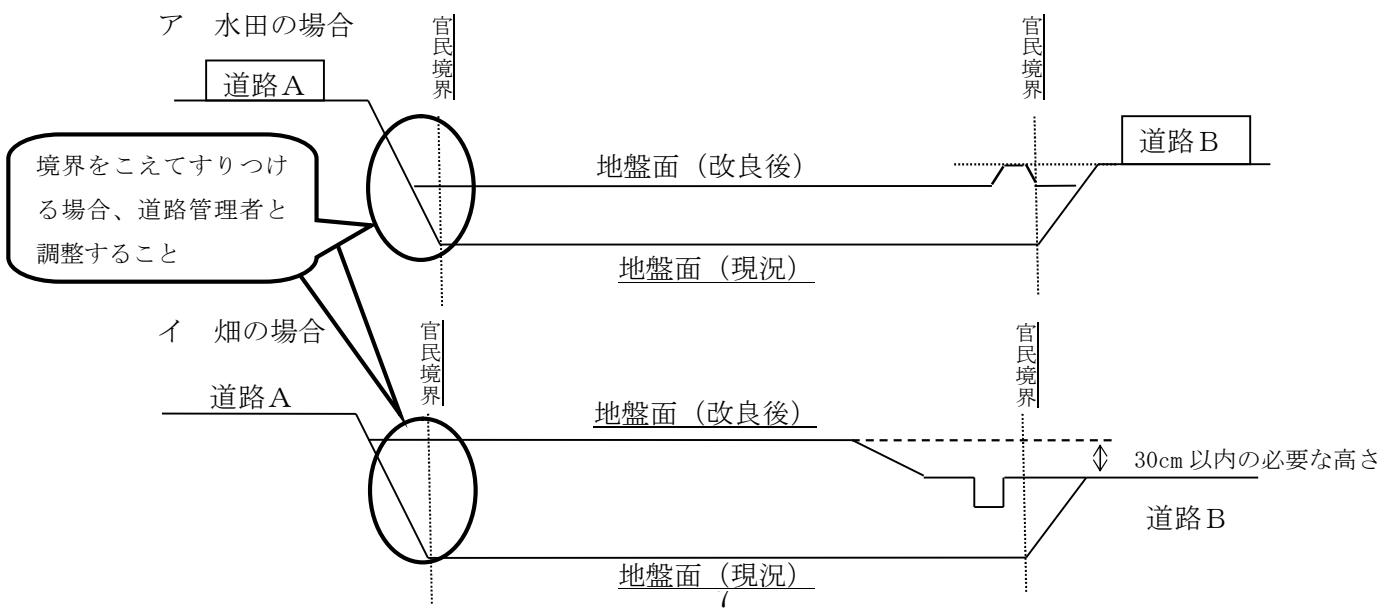
(改良断面図)

(1) 原則として、低い道路を基準とする

ア 水田の場合

境界をこえてすりつける場合、道路管理者と調整すること

イ 煙の場合

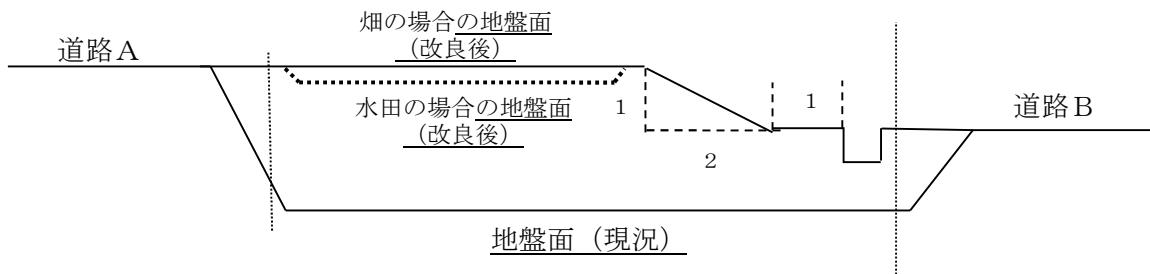


(2) 例外的に高い道路を基準とすることを認める場合

ア 農機具の搬入を道路Aから行っており、道路Aと同等の高さにすることが耕作する上で効率的である場合。

イ 道路Bから30cm以内の高さでは効果が得られない場合で、改良前と同等以上の収量確保が認められる場合。

(高い道路を基準とした場合の改良断面図例)



※道路A側の地盤面（改良後）は道路面を超えないこと。

その他必要に応じ指導し、被害防除に努めさせること。

道路Aからの雨水流入や農地の冠水を理由とした農地改良は認めない。

3 地盤面（改良後）が隣接道路面及び隣地面より高くなる場合は、被害防除策を講ずること

①隣接道路及び隣地との間に素堀側溝を設置する。

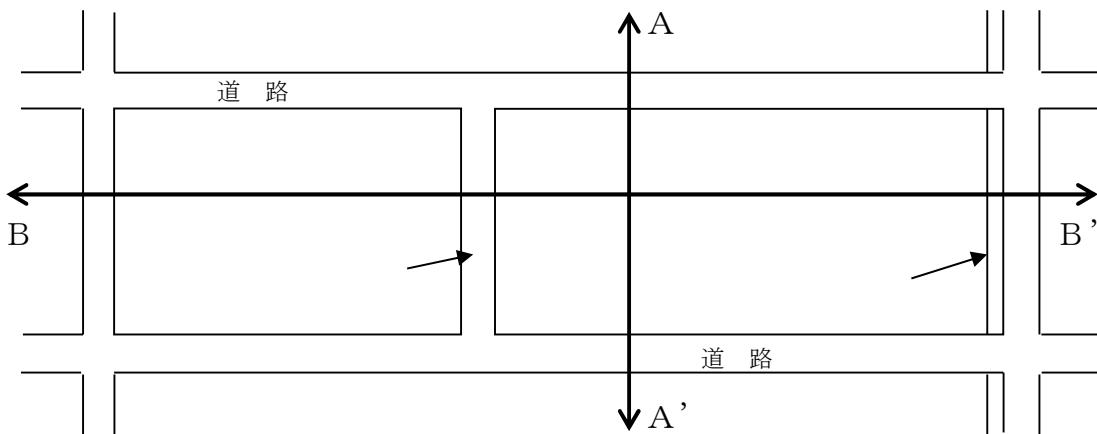
②地盤面（改良後）と隣接道路面及び隣地面との高さの差に相当する幅でセットバックする。

③法面の勾配は、高さの差1に対する水平距離2の割合の勾配以下とする。

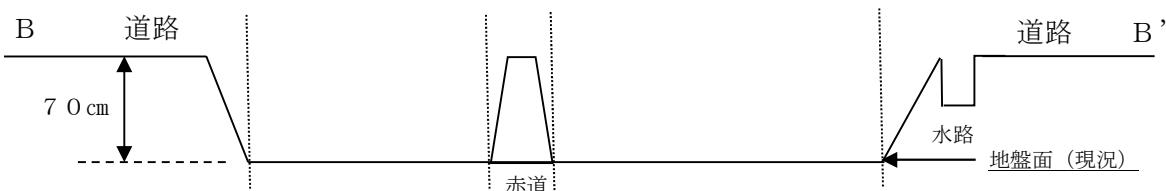
(例えば、高さの差が30cmの場合、水平方向に60cmの勾配となる。)

別表3

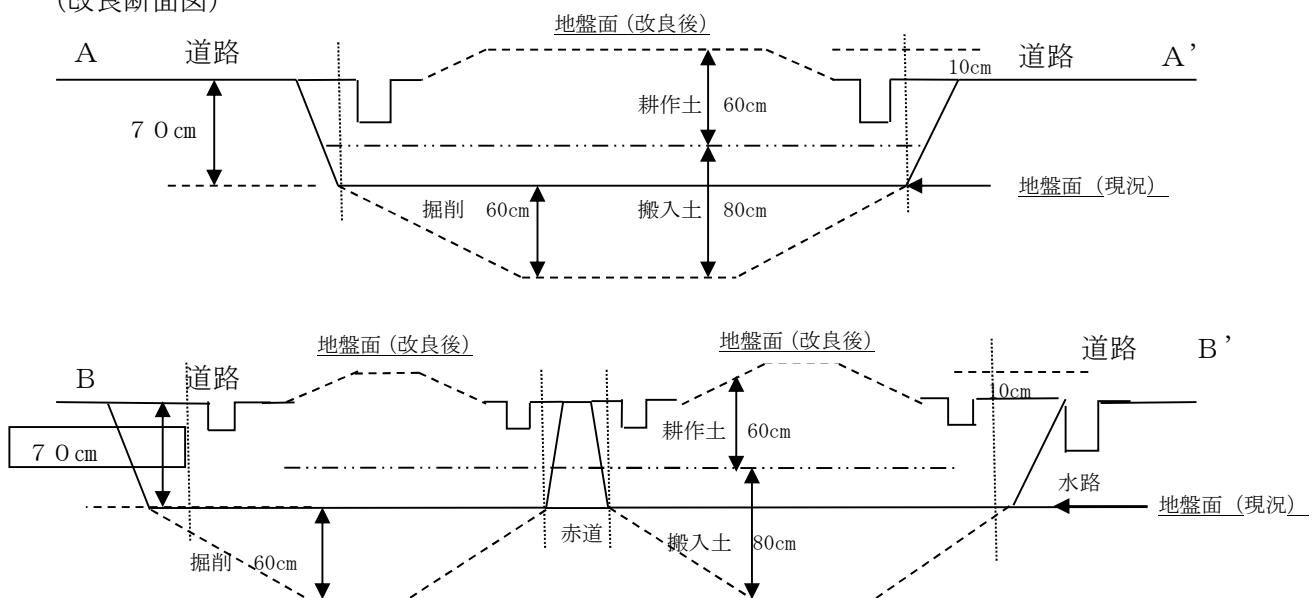
「断面図の表示例」



(現況断面図) 境界



(改良断面図)



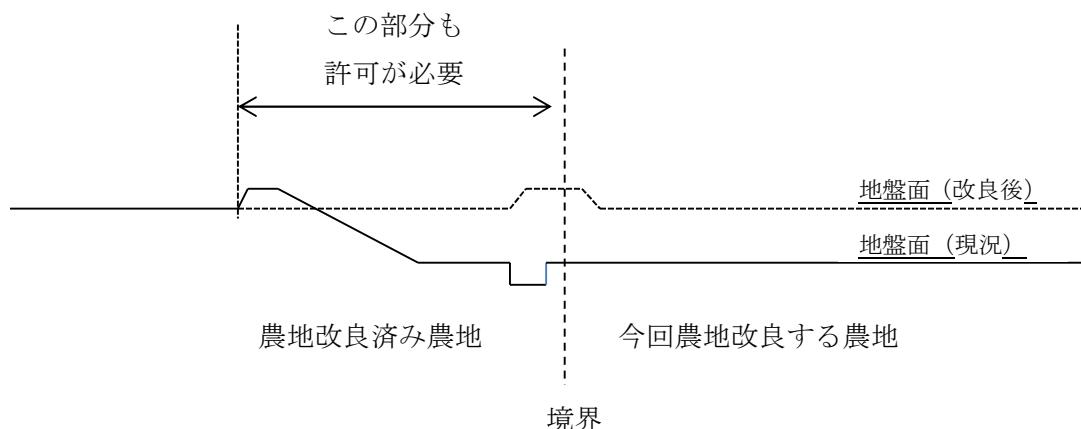
※ 改良断面図は、必要に応じて複数の断面図を作成し、詳細が分かるようにすること

別表4

「施工事例ごとの取扱い」

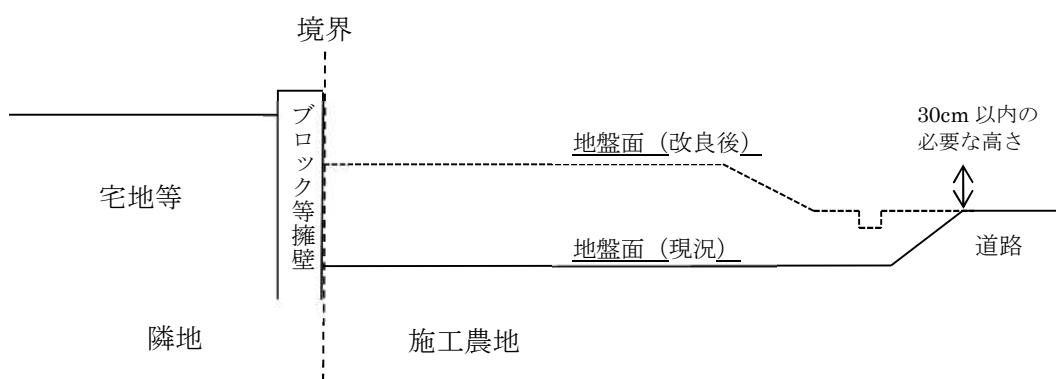
1 農地改良済みの農地の一部にも土を入れる場合の許可の範囲

施工農地全体について許可する。

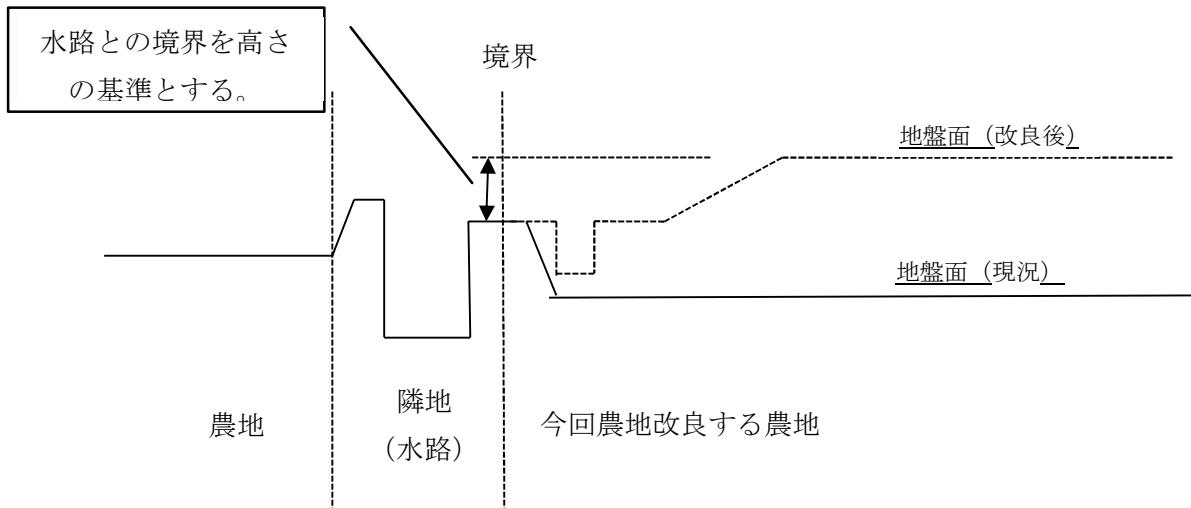


2 隣地（宅地等）の擁壁等に土をつける施工の場合の隣地同意

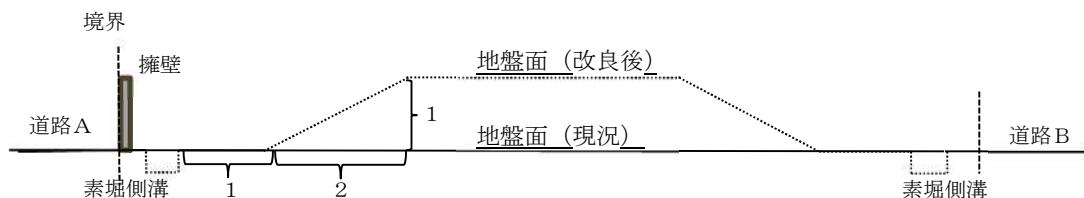
隣地の同意書や同意済みの旨を明記した書類を添付させる。



3 隣地が水路の場合（隣地（農地）との間に水路を挟む場合）の高さの基準点



4 土留め板や擁壁などによる施工であっても、素堀側溝・セットバック・法面は必要（當農基準を超える盛土の高さの農地改良等であって、「宅地造成及び特定盛土等規制法」の許可対象規模等に該当するものを除く。）



※道路側から素掘り側溝、セットバック、法面の順番とする。

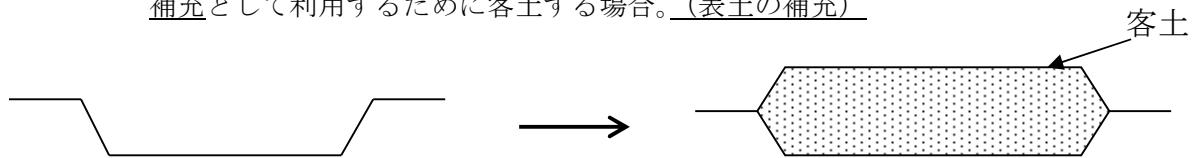
農地改良等の取扱いに関する要綱について

	許 可	農地法の規定による届出	農地法の規定外の届出
適 用	市街化区域以外 (<u>5</u> 要件を満たすものを除く) →「第 <u>4</u> の1」	市街化区域内 (<u>5</u> 要件を満たすものを除く) →「第 <u>4</u> の2の(1)」	<u>5</u> 要件を満たすもの (市街化区域内の内外を問わず) →「第 <u>4</u> の1の(2)、第 <u>4</u> の2の(2)」
添付書類	・農地法施行規則 ・事務処理要領（県及び国） ・様式第1号、 <u>様式第2号</u> 、 <u>様式第2-2号</u> 、 <u>様式第3号</u> →「第 <u>5</u> の2」	・農地法施行規則 ・事務処理要領（県及び国） ・様式第1号、 <u>様式第2号</u> 、 <u>様式第2-2号</u> 、 <u>様式第2-2号</u> →「第 <u>6</u> の1の(1)」	・様式第 <u>5</u> 号 (様式第1号、 <u>様式第2号</u> 、 <u>様式第2-2号</u> 、土地登記簿謄本、位置図を添付) →「第 <u>6</u> の1の(2)」
申請（届出）先	知 事	農業委員会	農業委員会
完了報告	様式第 <u>4</u> -1号	様式第 <u>4</u> -2号	様式第 <u>4</u> -2号

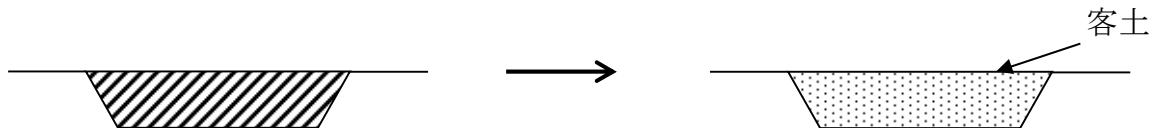
※5要件…①1,000 m²未満、②1か月未満、③表土には良質土を使用、④地区全体の営農環境に影響を及ぼさない、⑤営農基準以下の盛土の高さ、これら5要件を満たすような軽微なものは、農地の保全行為の一環として農地法の規制対象外としている。

【工法について】 ◎客土…より良い耕作条件にするために行う土の搬入のこと（農業土木用語）

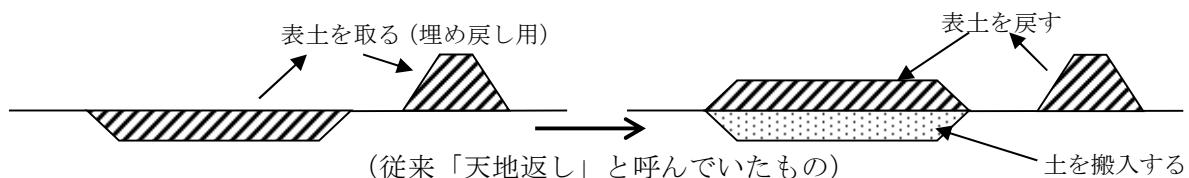
- 1 客土A…地盤面（現況）が周辺より低く水が溜まりやすい時などに嵩上げするため、表土の補充として利用するために客土する場合。（表土の補充）



- 2 客土B…農作物の生育に適さない表土を農作物の生育に適する表土に入れ替えるために客土する場合。（表土の入替え）



- 3 客土C…地盤面（現況）が周辺より低く水が溜まりやすい時などに嵩上げする場合で、地盤面（現況）の表土を耕作土として使用するために掘削し、そこに土を搬入（客土）したあと、掘削した表土を埋め戻す場合と。（嵩上げ盛土）



工事計画書

施工業者	住 所	
	氏 名	TEL
	(現場責任者名)	TEL)
1 工事期間	ヶ月(日間)	
2 工 法	客土A・客土B・客土C	
3 嵩上げ高	地盤面(現況)から	c m 嵩上げ
4 覆土高(耕作土)	c m	
5 隣接道路面からの高さ	隣接道路面より + -	c m
6 掘削の深さ	c m	
7 搬入土について		
(1) 発生場所		
(2) 発生内容	(具体的にどのような工事内容により発生した土かを明記すること)	
計画内容	(3) 土 質	
	(4) 土 量	m ³
	8 被害防除策	(具体的に明記すること。)
	9 その他	※現況及び計画図(平面図・縦横断面図)、工事工程表、搬入経路図、使用重機及び現況写真を添付すること
過去の実績 (直近1年間)	許可番号・年月日、届出年月日	
その他		

[備考] 客土A…表土の補充として客土する場合。

客土B…表土の入替えに伴い客土する場合。

客土C…表土の下に客土(嵩上げ盛土)する場合。

現況平面図には、申請地及び隣接する全ての土地(道路等公共物を含む)についてその土地の状況を代表する複数の地点について高低差(レベル)を記入すること。

様式第2号・作付計画書

(耕作者の) 住 所 氏 名 電話番号 (平日、日中に連絡が取れる電話番号)							
農地改良工事の理由	作付計画について具体的に記入する。						
今回申請地の作付計画							
昨年の作付品目とその収穫量							
作付品目（収穫量）：							
品 目	1年目	2年目	3年目				
面 積 (m ²)							
作付予定期間							
収穫予定期間							
予定収穫量 (kg)							
耕作者が現在所有または使用収益権を設定している農地等の面積（様式2-2号で地番ごとの作付状況を記入すること）							
	田 (m ²)	畠 (m ²)	計 (m ²)				
所有地							
借入地							
合 計							
耕作者世帯の労働力							
氏 名	年齢	作業日数	氏 名	年齢	作業日数		
耕作者世帯の農業用機械保有状況							
種類	トラクター	耕耘機	コンバイン	田植機	乾燥機	粉碎機	トランク
台数							
備考							

(留意事項)

作付け計画の内容について、必要に応じて農業委員会や県が作付計画者に電話で確認する場合があります。

様式第2－2号・地番ごとの作付状況

	地 番	地 目	面 積(m ²)	作 付 の 有 無	品 目
所 有 地					
借 入 地					

※「作付の有無」欄は申請日までの1年間における作付の有無を記入する。

資金調達計画書

申請者名

※ 農地法第5条の規定による申請の場合は、
譲受人

○所要金額

内容	金額	備考
1 工事費	円	
2 その他	円	
3	円	
4	円	
合計	円	

○資金の内訳

内容	金額	備考
1 自己資金	円	
2 融資資金 金融機関 その他	円 円	金融機関名 貸付者氏名
3 地権者等負担	円	
4 その他	円	
合計	円	

○添付書類

- 「所要金額」の工事費等については、申請者が作成した積算書又は見積書を添付すること。
- 「資金の内訳」の自己資金については、金融機関等が発行した預貯金の残高証明書（以下単に「残高証明書」という。）などの預貯金の残高が分かる書面を添付すること。（写しの場合には、原本を農業委員会の窓口に持参して原本と同一であることの確認を受けること。）
- 融資資金については、金融機関が発行した融資証明書などの融資を受けられることが分かる書面を添付すること。
- 金融機関以外から融資を受ける場合は、その融資をする者の意思が分かる書面と資力があることが分かる書面（融資をする者の残高証明書など）を添付すること。
- 地権者等負担については、地権者や耕作者が所要金額を負担する旨の意思が分かる書面（契約書等）及び資力があることが分かる書面（地権者等の残高証明書など）を添付すること。

農地改良等完了報告書(許可用)

土地の表示

土地の所在	地番	地目		面積
		台帳	現況	

上記の土地に係る 年 月 日付け指令 第 号で許可された「農地改良等」について、工事を完了しましたので写真(※)を添付し、報告いたします。

※工事途中写真と、完了写真を添付すること。

埼玉県知事 様

年 月 日

(地権者) 住所

氏名

(事業者) 住所

氏名

(5条の場合は連署)

農業委員会の調査結果

- 1 許可内容のとおりである。
- 2 許可内容と次の点で相違がある。

以上報告いたします。

年 月 日
農業委員会会長 印

農地改良等完了報告書(届出用)

土地の表示

土地の所在	地番	地目		面積
		台帳	現況	

上記の土地に係る 年 月 日付け届出の「農地改良等」について、工事を完了しましたので写真(※)を添付し、報告いたします。

※工事途中写真と、完了写真を添付すること。

農業委員会会長 様

年 月 日

(地権者) 住所

氏名

(事業者) 住所

氏名

(5条の場合は連署)

農地改良等に係る届出書

農業委員会会長 様

年 月 日

(地権者) 住所

氏名

(事業者) 住所

氏名

(5条の場合は連署)

1 農地改良等をする土地の詳細

土地の所在	地番	地目		面積
		台帳	現況	

2 工事期間 日間

3 工事計画の詳細

(様式第1号を添付)

4 作付計画及び作付状況の詳細

(様式第2号及び様式第2-2号を添付)

5 その他の添付書類

土地登記簿謄本、位置図

(本人確認に係る留意事項)

1. 申請者が窓口に申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。
【1点でよいもの】
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等
【2点必要なもの】
健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等
2. 上記1以外の場合（代理人が持参する場合や郵送する場合等）、申請者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を添付してください。
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード、特別永住者証明書、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち2つの写し
3. 申請者が法人の場合は、上記添付資料1の登記事項証明書等により確認します。
4. 必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。